東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （運営委員会） 第７条　（略） ２　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(6)　（略） (7)　次長のうちから委員長が指名する者　１人 (8)　（略） 3～7　（略） （事務） 第８条　機構に関する事務は、人事課が関係部局の協力を得て処理する。	本則 （運営委員会） 第７条　（略） ２　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1)～(6)　（略） (7)　総務・経営企画部長 (8)　（略） 3～7　（略） （事務） 第８条　機構に関する事務は、総務・経営企画部人事課が関係部局の協力を得て処理する。	

附　則（令和３年６月 15 日規程第 31 号）

この規程は、令和３年６月 15 日から施行し、令和３年４月１日から適用する。